

石ケ谷墓園管理事務所機械警備業務委託仕様書

明石市（以下「委託者」という。）が委託する石ケ谷墓園管理事務所機械警備業務（以下「委託業務」という。）の仕様は次のとおりとする。

1 業務の目的

委託業務受託者（以下「受託者」という。）は、警備対象施設（以下「施設」という。）の火災、盗難、破壊、不法侵入及び加害行為を発見し、拡大防止にあたるほか、施設の異常を発見することにより、施設の円滑な運営に寄与し、その安全を保証するため、委託業務を実施するものとする。

2 警備対象施設

（所在地） 明石市大久保町松陰字石ケ谷 1 4 6 6 番地

（名 称） 石ケ谷墓園管理事務所

3 警備方法

窓・扉等外部からの侵入のおそれがある場所及び内部の監視のため、機械警備システム（容易に複製できない機器を使用すること。）を取り付けて警備を行う。

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

本委託業務は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であり、履行上問題がなく委託者、受託者双方に異存がなければ令和 12 年 3 月 31 日まで延長するものとする。ただし、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本委託業務にかかる歳出予算が減額または削除された場合は、この契約を変更または解除する。

5 警報装置設置図面等の提出

- (1) 受託者が警備を実施するにあたり、警報設備を設置するときには、あらかじめ委託者と協議のうえ設置するものとし、設置が完了した場合には、警報装置の設置場所を示した図面、及び警報装置の取扱書等を委託者に提出し、確認を受けなければならない。
- (2) 受託者は、異常事態の対応に備え、契約締結後速やかに緊急連絡体制を定め、書面により委託者に提出しなければならない。また、変更したときも同様とする。

6 権限の付与

- (1) 委託者は受託者に対し、委託業務遂行のための必要な権限を付与するも

のとする。

- (2) 委託業務の履行に必要な機動隊等の配置並びにその指揮監督等に関することは、受託者の責任の基に実施するものとする。

7 警備時間

警備時間は、0時から24時までとする。

8 警備業務の内容

(1) 警備機構

① 警報装置

施設で発生した異常事態を受託者の事務所へ即刻自動的に通報する機能を有する。

② 受託者の事務所

受託者は兵庫県内に事務所を有し、警備実施時間中は警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に機動隊との連絡を保持する。

③ 機動隊

常に受託者の事務所と連絡を保持し、施設の異常に備える。

(2) 警備開始時における取扱い

① 委託者における取扱い

委託者の最終退出者は、防火、防犯、その他の事故防止上必要な処置をし、機械警備操作器の操作により警備状態にし、出入り口を施錠する。

② 受託者における取扱い

委託者の最終退出者の機械警備操作器の操作により、自動的に表示される警備開始の信号を確認し、警備を開始する。

(3) 警備終了時における取扱い

① 委託者における取扱い

委託者の最初の入室者は、機械警備操作器の操作により警戒解除状態にする。

② 受託者における取扱い

委託者の最初の入室者の機械警備操作器を操作により、自動的に表示される警戒解除の信号を確認し、警備を終了する。

9 異常事態における受託者の処理

- (1) 警報受信装置により、施設に異常事態が発生したことを感知したときは、速やかに機動隊を急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大の防止にあたる。
- (2) 施設に到着した機動隊は、異常事態を確認後、受託者の事務所へ状況を連絡するとともに、必要に応じて関係先（警察、消防等）へ連絡する。
- (3) あらかじめ定めた緊急連絡体制に基づき、速やかに委託者へ連絡する。

10 事故報告書等の提出

警備実施中に事故が発生したときは、速やかに電話または口頭で委託者に報告するとともに、後刻、受託者は事故報告書を委託者の施設管理責任者へ提出する。

11 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、次のとおり委託者・受託者相互に預託するとともに、預託された鍵は、それぞれが厳重に取扱い保有する。

- (1) 異常事態発生時等の立ち入りのため、施設出入口の合鍵を委託者から受託者へ預託する。
- (2) 機械警備操作器用の鍵を受託者から委託者へ預託する。

12 警報装置の設置及び保守点検

- (1) 委託業務遂行上必要な機器の運搬、取り付け、撤去費用等は総て受託者の負担とする。
- (2) 委託業務遂行上必要な機器は委託業務開始までに設置を完了し、機器が正常な状態か点検等を実施すること。これに対する経費は受託者の負担とする。
- (3) 警報装置の自動通報システムは専用電話回線を使用し、これに係る経費及び事務手続きは総て受託者の負担とする。
- (4) 設置した機器は受託者の所有とする。また、設置した警報装置の機能について適宜保守点検を行うものとし、点検の都度、その状況を委託者に書面にて報告するものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

13 緊急連絡者の指定

委託者はあらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を受託者に交付する。また、その内容に変更等が生じたときは、遅滞なくその都度受託者に変更した名簿を交付する。

14 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者双方において十分協議のうえ決定することとし、重要な事項については、文書により双方確認するものとする。

別表

センサー取付け位置の最低数

設置箇所	個数
浴室窓を省く全ての出入口・窓にマグネットセンサーを設置	30
事務室・待合所・廊下に内部規制用センサーを設置	3
トイレ・浴室(脱衣)を省く各室に火災センサーを設置	8
倉庫の各シャッターにシャッターセンサーを設置	3